

公共施設マネジメント5ヶ年行動計画について (平成29年度取組結果)

1 5ヶ年行動計画について

- (1) 5ヶ年行動計画については、「公共施設マネジメント実行計画」の進捗状況を的確に把握し、評価を行いながら取組みを進めていくもの。
- (2) 毎年度第一四半期に前年度の取組結果を取りまとめた上で進捗レベルを評価し、年度後半には翌年度の行動計画を取りまとめる。

2 平成29年度の取組結果について

(1) 公共施設マネジメント	
事業費（管理運営費等）効果額	5, 323 千円

【参 考】

(2) 事業費（更新費）効果額	637, 060 千円
※施設が仮に存続した場合の更新（建替）費用の試算。	

(3) 削減延床面積	2, 486 m ²
------------	-----------------------

(4) 進捗レベルの評価	
A：計画どおり実施	9 分野
B：概ね計画どおり実施	2 分野
C：計画から遅れ	0 分野

施設分野	市営住宅
施設量	2,083千㎡ (405施設32,847戸)
所管課	建築都市局住宅整備課、住宅管理課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメント実行計画に基づく、市営住宅の集約再配置による建替え ○ 市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の計画的な維持保全の推進 ○ 市営住宅跡地の民間売却等を含む利活用の促進 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
市営住宅の集約・再配置			集約再配置による市営住宅の建替え (100戸/年程度)				→
既存住宅の長寿命化計画に基づく事業			計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 (1,500戸/年程度) ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化 (目標: H32年度末までに耐震化率95%)				→
跡地の利活用			跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付				→

取組結果							
取組内容							
【集約再配置による市営住宅の建替え】							
○ 横代南 (27戸)、萩原第3工区 (24戸)、宮の前 (21戸) の建替工事に着工 計 72戸							
・ 後楽第3工区 (48戸)、守恒本町第2工区 (16戸)、野面第1工区 (21戸)、馬場山高江 (30戸) の建替工事が竣工 計 115戸							
・ 横代南ほか7団地、計24棟の除却が完了 計 130戸							
平成29年度 施設縮減量 (竣工ベース) 計 ▲15戸							
【既存住宅の長寿命化計画に基づく事業】							
○ 清見南団地5号棟ほか、計31棟、876戸の外壁改修等工事を実施							
○ 勝山北団地7号棟ほか、計4棟、372戸の耐震改修工事を実施							
【跡地の利活用】							
○ 市営住宅跡地の利活用 (売却可能用地 (約14,700㎡)、その他公的利用予定用地 (約1,500㎡))							
取組結果工程表							
内容	H29	評価					備考
市営住宅の集約・再配置	→ 集約再配置	計画どおり履行されている。					
既存住宅の長寿命化計画に基づく事業	→ 計画に基づく事業	概ね計画どおり履行されている。					
跡地の利活用	→ 売却等の推進	計画どおり履行されている。					

進捗レベル	A	(評価) A: 計画どおり実施 B: 概ね計画どおり実施 C: 計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	学校施設（小・中学校）
施設量	延床面積1,372千㎡のうち 小学校131校（801千㎡）、中学校62校（472千㎡）
所管課	教育委員会企画調整課、施設課、指導第二課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育効果の向上と教育環境の整備を図るため、「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」の基準に沿って、学校規模適正化に取り組む。 ○ 学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で、引き続き、体育館やプールなどの学校施設の開放に取り組む。 ○ 学校の統合や学校施設の更新の際には、多世代が交流できる地域施設となるよう、可能な限り市民センターや放課後児童クラブとの複合化を図る。 ○ 平成32年頃から急激に増大する施設更新については、施設の長寿命化等により対応する。 ○ 学校規模適正化によって生ずる余剰施設の有効活用を図る。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
小・中学校の規模適正化		(統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手)					→
	ひびきの小学校開校準備	● ひびきの小学校開校（市民センター、放課後児童クラブ複合施設）					→
小・中学校の施設開放	学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で取り組む						→
小・中学校の施設更新	施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る						→

取組結果			
取組内容			
○ 平成29年3月～8月	学校規模適正化に早急に取り組む学校について、保護者及び地元自治会等への説明会を実施		
○ 平成29年6月～9月	各校において統合準備委員会を設置		
○ 平成29年12月	「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」の一部を改正し、伊川小及び北小倉小については平成31年4月1日、花房小学校安屋分校については平成32年4月1日に廃止することを決定		
○ 平成29年度中	学校施設開放事業を実施		
○ 平成30年3月	「北九州市学校施設長寿命化計画」を策定		
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
小・中学校の規模適正化	統合校の選定、地元調整及び着手	計画どおり履行されている。	
	ひびきの小学校開校		
小・中学校の施設開放	学校施設の開放	計画どおり履行されている。	
小・中学校の施設更新	「北九州市学校施設長寿命化計画」策定	計画どおり履行されている。	

進捗レベル	A	A：計画どおり実施 (評価) B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	市民センター
施設量	93,400㎡ (134施設)
所管課	市民文化スポーツ局地域振興課 (各区役所コミュニティ支援課)

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の長寿命化や計画的改修に取り組み、整備費用の平準化を図る。 ○ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、ニーズ把握や対応方針の検討を行う。 ○ 関係局等との連携により、コミュニティ拠点の現状把握とあり方の見直しを図る。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
長寿命化及び計画的な改修実施		施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る					→
利用効率化 利用環境改善の検討、 実施		利用効率化、利用環境改善の検討	→	検討に基づいた対応			→
地域コミュニティ拠点のあり方検討		あり方検討	→	検討に基づいた対応			→

取組結果			
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模改修工事1館、空調改修工事10館を実施。 ○ 大規模改修から部位別改修(外壁・屋上防水)にシフトする方向で改修計画の見直しを実施。 ○ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、関係職員等へヒアリングし、実態把握を行った。 ○ 保健福祉局等関係局と、コミュニティ施設に関する意見交換を行った。 			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
長寿命化計画及び計画的な改修実施	・整備計画見直し ・大規模改修 ・空調改修	計画どおり履行されている。	
利用効率化 利用環境改善の検討、 実施	・施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、関係職員等へヒアリングし、実態把握を行った。	計画どおり履行されている。	
地域コミュニティ拠点のあり方検討	・保健福祉局等関係局と、コミュニティ施設に関する意見交換を行った。		

進捗レベル	A	(評価) A: 計画どおり実施 B: 概ね計画どおり実施 C: 計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	年長者いこいの家
施設量	6,800㎡（159施設）
所管課	保健福祉局長寿社会対策課

計画							
計画内容							
<p>○ 今後、原則として、市での建替え、更新は行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で、地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約化などを検討する。</p> <p>○ なお、施設の移譲や集約化などの実施にあたっては、地域コミュニティの拠点のあり方について議論した結果を踏まえ、地域住民との意見調整等に着手する。</p>							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
あり方検討	→ ①地域コミュニティ 拠点の状況調査						
		②調査結果を基に、年長者いこいの家を切り口とした将来の方向性を 確認するモデル事業の実施・検証					
		③地域住民との意見調整等の開始 ※可能などころから、地域に移譲等を行う					

取組結果			
取組内容			
<p>○ いこいの家を2箇所廃止決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山ノ口年長者いこいの家（若松区：40㎡） ・香月年長者いこいの家（八幡西区：香月市民センター内に併設、23㎡） <p>○ 上記2箇所をモデルに、平成30年度以降の施設の移譲や集約化について検討を行った。</p>			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
あり方検討	→	計画どおり履行されている。	
		②調査結果を基に、年長者いこいの家を切り口とした将来の方向性を 確認するモデル事業の実施・検証	
		③地域住民との意見調整等の開始 ※可能などころから、地域に移譲等を行う	

進捗レベル	A	A：計画どおり実施 (評価) B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	生涯学習センター
施設量	24,700㎡（10施設）
所管課	市民文化スポーツ局生涯学習課、生涯学習総合センター

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 建物の老朽化への対応として、改修が必要な若松生涯学習センターについては、改修工事を実施する。 ○ 八幡西生涯学習総合センター折尾分館は折尾総合整備事業の進捗に合わせ、平成31年度末を目標に廃止する八幡西勤労青少年ホームの施設を活用し、移転する。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
市民活動拠点施設共通の動き	内部調整・検討 →			検討に基づいた対応		→	
若松生涯学習センターの改修	大規模改修（設計・工事）					→	
折尾分館の移転	オリオンプラザからの移転協議、新折尾分館としての運用					→	

取組結果			
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動拠点施設共通の動き 内部調整・検討 ○ 若松生涯学習センターの改修 同センターとの合築施設である若松市民会館の改修内容等見直しに連動して見直しを実施 ○ 折尾分館の移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年12月 保健病院委員会で報告（勤青廃止、折尾分館移転等） ・ 平成29年12月 折尾分館利用者向けに移転等案内掲示開始 ・ 平成30年1月 八幡西勤労青少年ホーム利用者説明会 			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
市民活動拠点施設共通の動き	内部調整 →	計画どおり履行されている	
若松生涯学習センターの改修	大規模改修（設計） →	概ね計画どおり履行されている	
折尾分館の移転	移転協議 →	計画どおり履行されている	

進捗レベル	B	(評価) A：計画どおり実施 B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める	

施設分野	勤労青少年ホーム
施設量	4,100㎡（3施設）
所管課	保健福祉局総務課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 平成29年度内を目途に必要な調整を行い、その後廃止を検討する。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
市民活動拠点施設共通の動き		→					
	内部調整・検討			利用の共通化		→	
あり方検討		→					
	マネジメントによる調整 利用者の状況把握 周辺施設の状況把握 利用者への説明 利用の振替えの検討 等	調整後、廃止を検討		調整に基づいた対応		→	

取組結果			
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会、地元、利用者への説明、代替施設の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年5月 常任委員会説明 ・ 平成29年5月 地元説明 ・ 平成29年5月 利用者説明会（代替施設調整） ・ 平成29年12月 常任委員会にて廃止表明 ・ 平成29年12月 地元説明 ・ 平成30年1月 利用者説明会（廃止表明後の説明） 			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
市民活動拠点施設共通の動き			
	内部調整・検討	計画どおり履行されている。	
あり方検討			
	マネジメントによる調整 ・議会、地元、利用者への説明 ・利用者の意見収集・利用調整	計画どおり履行されている。	

進捗レベル	A	(評価) A：計画どおり実施 B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	男女共同参画施設
施設量	15,300㎡（3施設）
所管課	総務局男女共同参画推進課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 平成30年度内を目途に市民活動拠点施設として、見直し内容や手順などを検討する。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
市民活動拠点施設共通の動き		内部調整・検討	→	利用の共通化		→	
あり方検討		見直し内容や手順などの検討	→				
				検討に基づいた対応		→	

取組結果			
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動拠点施設として、見直し内容や手順などの検討を進めた。 			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
市民活動拠点施設共通の動き	検討	→ 計画どおり履行されている。	
あり方検討	検討	→ 計画どおり履行されている。	

進捗レベル	A	(評価) A：計画どおり実施 B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	市民会館、文化ホール
施設量	63,000㎡（8施設）
所管課	市民文化スポーツ局文化企画課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核拠点施設は、建物の長寿命化を図り、維持・存続していく。 ○ 地域拠点施設は、耐用年数が到来した更新時期に、他の施設との複合化や多機能化を検討するほか、利用状況等を勘案して適切に規模の見直しを行う。 ○ 更新時期を迎える門司市民会館は門司港地域の複合公共施設に集約し、規模を縮小する。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
門司市民会館						→ ● 集約 ● 新設（門司港複合公共施設）	
若松市民会館			大規模改修（設計・工事）			→	

取組結果							
取組内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 門司市民会館は、門司港地域の複合公共施設に集約し規模を縮小する計画であることから、モデルプロジェクトの協議経過を確認し、今後の動きについて関係課と協議を重ねた。 ○ 若松市民会館は、大規模改修工事（H29-33）に向け、ホール吊天井改修工法の詳細検討及び改修工事（中央エリア）を実施した。 							
取組結果工程表							
内容	H29	評価					備考
門司市民会館	→ 集約に向け検討	計画どおり履行されている					
若松市民会館	→ 大規模改修	概ね計画どおり履行されている					

進捗レベル	B	A：計画どおり実施 (評価) B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	図書館
施設量	27,100㎡ (21施設) 〔中央図書館、平成29年度に供用開始を予定している小倉南図書館を含む地区図書館(6)、分館(11)、国際友好記念図書館、視聴覚センター、旧戸畑図書館〕
所管課	教育委員会企画調整課、中央図書館

計画

計画内容

- 中央図書館を中核拠点施設とし、地区図書館を地域拠点施設とした図書館サービス体制に移行し、分館については、大規模区役所出張所周辺の施設を存続することとし、それ以外の分館については、地区図書館等の整備状況や人口動態、利用実態等の推移をみながら縮減していく。
- 図書館サービスの充実については、図書館協議会から答申のあった「これからの図書館サービスのあり方について」などを踏まえ、検討する。
- 更新の際には出来るだけ複合化を図り、閲覧室の適正規模確保に努める。
- 門司図書館、国際友好記念図書館は門司港地域の複合公共施設に集約する。
- 折尾分館は折尾地区総合整備事業で解体されることからJR折尾駅周辺などへの移転を検討する。
- 企救分館は廃止し、八幡東分館、戸畑分館は廃止を検討する。

計画工程表

内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
国際友好記念図書館			廃止、観光施設として転用検討				
門司図書館						● 集約 ● 新設 (門司港複合公共施設)	
中央図書館 視聴覚センター 勝山分館	存続運営			● 子ども図書館新設			
小倉南図書館		● 新設					
企救分館		→ 廃止					
八幡図書館	● 移転						
八幡東分館			廃止検討				
戸畑分館			廃止検討				
折尾分館			移転検討				

取組結果

取組内容

- 平成29年4月～6月 国際友好記念図書館、戸畑分館について利用者等へ説明会を実施
- 平成29年6月 教育施設の設置及び管理に関する条例を改正 (国際友好記念図書館廃止)
- 平成29年7月 図書館規則を改正 (勝山分館廃止)
- 平成29年9月 勝山分館廃止
- 平成29年10月 図書館規則を改正 (戸畑分館廃止)
- 平成29年12月 図書館規則を改正 (企救分館廃止)
- 平成30年2月 企救分館廃止

取組結果工程表

内容	H29	評価	備考
国際友好記念図書館	→ 廃止 地元説明会実施 条例改正	計画どおり履行されている。	
門司図書館	→ 存続運営	計画どおり履行されている。	
中央図書館	→ 存続運営		
視聴覚センター	→ ●移転	計画どおり履行されている。	
勝山分館	→ 廃止 規則改正		
小倉南図書館	●開館	計画どおり履行されている。	
企救分館	→ 廃止 規則改正	計画どおり履行されている。	
八幡図書館	→ 存続運営	計画どおり履行されている。	
八幡東分館	→ 廃止検討	計画どおり履行されている。	
戸畑分館	→ 廃止 地元説明会実施 規則改正	計画どおり履行されている。	
折尾分館	→ 移転検討	計画どおり履行されている。	

進捗レベル	A	(評価) A：計画どおり実施 B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	青少年施設（青少年の家、青少年キャンプ場、児童文化施設）
施設量	25,600㎡（青少年の家（8）、青少年キャンプ場（6）、児童文化施設（2））
所管課	子ども家庭局青少年課

計画							
計画内容							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の家については、利用者や配置バランスを考え、施設の集約を図る。もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家から集約する2施設の検討を行う。 ○ 青少年キャンプ場については、拠点施設として位置づけられた矢筈山キャンプ場と帆柱キャンプ場以外のキャンプ場はデイキャンプ場への転用を検討していく。 ○ 児童文化施設については、市内唯一のプラネタリウムを併設する児童文化科学館は、施設・設備の老朽化が進んでいることから、地元企業の協力も含め、ものづくりの街の科学館としての館のあり方を検討していく。 こども文化会館は、少子化が進んでいる現在でも、一定の利用者を確保していることから、施設のあり方について、利用者や関係団体等の意見を伺いながら検討していく。 							
計画工程表							
内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
青少年の家							→
	もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家から集約する2施設の検討						
							→
足立青少年の家の廃止について関係部局と協議							
青少年キャンプ場							→
	関係部局と協議し、デイキャンプ場への転用を検討						
児童文化施設							→
	児童文化科学館：ものづくりの街の科学館としての館のあり方を検討						
							→
こども文化会館：利用者や関係団体等の意見を伺いながら、施設のあり方検討							

取組結果			
取組内容			
○ 関係機関と協議を行うなど、更新、集約、廃止、転用などの検討を継続。			
取組結果工程表			
内容	H29	評価	備考
青少年の家	→	計画どおり履行されている。	
	利用状況調		
青少年キャンプ場	→	計画どおり履行されている。	
	関係機関との協議		
児童文化施設	→	計画どおり履行されている。	
	あり方の検討		

進捗レベル	A	(評価) A：計画どおり実施 B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

施設分野	スポーツ施設
施設量	91,400㎡ (97施設) (体育館 18施設、柔剣道場 8施設、弓道場 5施設、野球場 16施設、 庭球場 15施設 陸上競技場 4施設、運動場・球技場 9施設、プール 22施設)
所管課	市民文化スポーツ局スポーツ振興課、建設局緑政課

計画

計画内容

- スポーツ施設については、以下のコンセプトを基に進める。
 - ・ ハード・ソフトの連携、「選択と集中」による施設の集約・拠点化
 - ・ サービス水準の低下を抑えつつ、維持管理費の縮減を図る
- ハード面では、各施設を特性ごとに分類し、老朽度、集積度、施設規模等に配慮しながら、適正規模となるように見直しを進める。
- ソフト面では、利用時間区分の見直し等による利便性の向上の取り組みを進める。

計画工程表

内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33	備考
体育館	【戸畑体育館、西戸畑体育館】 ●施設廃止 【浅生スポーツセンター体育館】 ●供用開始 【門司青少年体育館】						
			廃止に向けた協議・検討				→
柔剣道場	【戸畑柔剣道場】 ●施設廃止 【浅生スポーツセンター柔剣道場】 ●供用開始						
弓道場	【夜宮弓道場】 ●施設廃止 【浅生スポーツセンター弓道場】 ●供用開始						
野球場	【浅生球場】 ●施設廃止 【都島球場】 ●供用開始						
陸上競技場	【門司陸上競技場】 ●施設廃止						
球技場・運動場	【北九州スタジアム】 ●供用開始						
庭球場	【戸畑庭球場、戸畑体育館庭球場】 ●施設廃止 【浅生スポーツセンター庭球場】 ●供用開始						
プール	【桃園市民プール(室内)】 ●施設廃止						
		設計・工事					
	【桃園市民プール(屋外)】 ●施設廃止						
	●供用開始						
	廃止に向けた協議・調整・解体工事						
【仙水児童プール、西戸畑児童プール】 ●施設廃止 【岩ヶ鼻市民プール】 ●一部施設廃止							
	廃止に向けた協議・検討						

取組結果

取組内容

- 平成30年3月 桃園市民プール（屋内）実施設計完了
- 平成30年3月 桃園市民プール（屋外50mプール）解体完了
- 門司青少年体育館の利用者、利用団体の調査実施
- 岩ヶ鼻プールの利用状況調査実施

取組結果工程表

内容	H29	評価	備考
桃園市民プール（屋内）	実施設計完了	→ 計画どおり履行されている。	
桃園市民プール（屋外）	50mプール解体完了	→ 計画どおり履行されている。	
門司青少年体育館	利用団体調査実施	→ 計画どおり履行されている。	
岩ヶ鼻市民プール	利用状況調査実施	→ 計画どおり履行されている。	

進捗レベル	A	A：計画どおり実施 （評価） B：概ね計画どおり実施 C：計画から遅れ
計画の見直し	予定どおり進める。	

公共施設マネジメント 5 年行動計画について
(平成 30 年度)

1 5 年行動計画について

- (1) 5 年行動計画については、「公共施設マネジメント実行計画」の進捗状況を的確に把握し、評価を行いながら取り組みを進めていくもの。
- (2) 毎年度第一四半期に前年度の取り組み結果をとりまとめたうえで進捗レベルを評価し、年度後半には翌年度の行動計画を取りまとめる。

2 平成 30 年度の取組みについて

- (1) 公共施設マネジメント
事業費（管理運営費等）効果額 52,874 千円

【参考】

- (2) 事業費（更新費）効果額 873,124 千円
※施設が仮に存続した場合の更新（建替え）費用の試算。

- (3) 削減延床面積 3,251 m²

施設分野	市営住宅																																	
実行計画における施設量	2,083千㎡ (405施設32,847戸)																																	
所管課	建築都市局住宅整備課、住宅管理課																																	
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設マネジメント実行計画に基づき、市営住宅の集約再配置による建替えに取り組む。 ○ 市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持保全を推進する。 ○ 市営住宅跡地の民間売却等を含む利活用を促進する。 <p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅の集約・再配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>集約再配置による市営住宅の建替え (100戸/年程度)</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>既存住宅の長寿命化計画に基づく事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 (1,500戸/年程度) ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化 (目標: H32年度末までに耐震化率95%)</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>跡地の利活用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	市営住宅の集約・再配置				集約再配置による市営住宅の建替え (100戸/年程度)		→	既存住宅の長寿命化計画に基づく事業				計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 (1,500戸/年程度) ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化 (目標: H32年度末までに耐震化率95%)		→	跡地の利活用				跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付		→
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																												
市営住宅の集約・再配置				集約再配置による市営住宅の建替え (100戸/年程度)		→																												
既存住宅の長寿命化計画に基づく事業				計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 (1,500戸/年程度) ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化 (目標: H32年度末までに耐震化率95%)		→																												
跡地の利活用				跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付		→																												

施設分野	学校施設 (小・中学校)																																	
実行計画における施設量	延床面積1,372千㎡ うち 小学校131校 (801千㎡)、中学校62校 (472千㎡)																																	
所管課	教育委員会企画調整課、施設課、指導第二課																																	
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育環境の整備による教育効果の向上を図るため、「北九州市小・中学校の学校規模適正化の進め方について」の方針に基づいて、学校規模適正化に取り組む。 ○ 平成32年頃から急激に増大する施設更新については、施設の長寿命化等により対応する。 ○ 学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で、引き続き、体育館や運動場などの学校施設の開放に取り組む。 また、学校施設開放における使用料の徴収を検討する。 ○ 学校の統合や学校施設の更新の際には、多世代が交流できる地域施設となるよう、可能な限り市民センターや放課後児童クラブとの複合化を図る。 ○ 学校規模適正化によって生ずる余剰施設の有効活用を図る。 <p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校の規模適正化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>小・中学校の施設更新</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>小・中学校の施設開放</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で使用料の徴収を検討する。</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	小・中学校の規模適正化				統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手		→	小・中学校の施設更新				施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る		→	小・中学校の施設開放				学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で使用料の徴収を検討する。		→
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																												
小・中学校の規模適正化				統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手		→																												
小・中学校の施設更新				施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る		→																												
小・中学校の施設開放				学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で使用料の徴収を検討する。		→																												

施設分野	市民センター																																	
実行計画における施設量	93,400㎡（134施設）																																	
所管課	市民文化スポーツ局地域振興課（各区役所コミュニティ支援課）																																	
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の長寿命化や計画的改修に取り組み、整備費用の平準化を図る。 ○ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、ニーズ把握や対応方針の検討を行う。 ○ 関係局等との連携により、コミュニティ拠点の現状把握とあり方の見直しを図る。 <p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化及び計画的な改修実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る</td> </tr> <tr> <td>利用効率化利用環境改善の検討、実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>検討に基づいた対応</td> </tr> <tr> <td>地域コミュニティ拠点のあり方検討</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検討に基づいた対応</td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	長寿命化及び計画的な改修実施					→	施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る	利用効率化利用環境改善の検討、実施		→	→			検討に基づいた対応	地域コミュニティ拠点のあり方検討		→				検討に基づいた対応
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																												
長寿命化及び計画的な改修実施					→	施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る																												
利用効率化利用環境改善の検討、実施		→	→			検討に基づいた対応																												
地域コミュニティ拠点のあり方検討		→				検討に基づいた対応																												

施設分野	年長者いきいの家																										
実行計画における施設量	6,800㎡（159施設）																										
所管課	保健福祉局長寿社会対策課																										
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、原則として、市での建替え、更新は行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で、地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約化などを検討する。 ○ なお、施設の移譲や集約化などの実施にあたっては、地域コミュニティの拠点のあり方について議論した結果を踏まえ、地域住民との意見調整等に着手する。 ○ 平成29年度においては、地域の集会所などへの集約化で意見調整が整った2施設を廃止する。 <p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり方検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いきいの家を切り口とした将来の方向性を確認するモデル事業の実施・検証</td> </tr> <tr> <td>地域との意見調整等</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2施設廃止 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施</td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	あり方検討					→	地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いきいの家を切り口とした将来の方向性を確認するモデル事業の実施・検証	地域との意見調整等		→				2施設廃止 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																					
あり方検討					→	地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いきいの家を切り口とした将来の方向性を確認するモデル事業の実施・検証																					
地域との意見調整等		→				2施設廃止 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施																					

施設分野	男女共同参画施設																																								
実行計画における施設量	15,300㎡（3施設）																																								
所管課	総務局男女共同参画推進課																																								
計画	<p>計画内容</p> <p>○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。</p>																																								
	<p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民活動拠点施設共通の動き</td> <td>→ 内部調整・検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検討に基づいた対応</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>あり方検討</td> <td>→ 見直し内容や手順などの検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検討に基づいた対応</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	市民活動拠点施設共通の動き	→ 内部調整・検討									検討に基づいた対応			→	あり方検討	→ 見直し内容や手順などの検討									検討に基づいた対応			→
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																																			
市民活動拠点施設共通の動き	→ 内部調整・検討																																								
			検討に基づいた対応			→																																			
あり方検討	→ 見直し内容や手順などの検討																																								
			検討に基づいた対応			→																																			

施設分野	市民会館、文化ホール																																								
実行計画における施設量	63,000㎡（8施設）																																								
所管課	市民文化スポーツ局文化部文化企画課																																								
計画	<p>計画内容</p> <p>○ 中核拠点施設は、建物の長寿命化を図り、維持・存続していく。 ○ 地域拠点施設は、耐用年数が到来した更新時期に、他の施設との複合化や多機能化を検討するほか、利用状況等を勘案して適切に規模の見直しを行う。 ○ 更新時期を迎える門司市民会館は門司港地域の複合公共施設に集約し、規模を縮小する。</p>																																								
	<p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門司市民会館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→ ● 集約</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新設（門司港複合公共施設）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>若松市民会館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大規模改修（設計・工事）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	門司市民会館					→ ● 集約						新設（門司港複合公共施設）			若松市民会館					→					大規模改修（設計・工事）			
内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考																																			
門司市民会館					→ ● 集約																																				
				新設（門司港複合公共施設）																																					
若松市民会館					→																																				
			大規模改修（設計・工事）																																						

施設分野	図書館
実行計画における施設量	27,100㎡ (21 施設) (中央図書館、平成29年度に供用開始を予定している小倉南図書館を含む 地区図書館(6)、分館(11)、国際友好記念図書館、視聴覚センター、 旧戸畑図書館)

所管課 教育委員会企画調整課、中央図書館

計画

計画内容

- 中央図書館を中核拠点施設とし、地区図書館を地域拠点施設とした図書館サービス体制に移行し、分館については、大規模区役所出張所周辺の施設を存続することとし、それ以外の分館については、地区図書館等の整備状況や人口動態、利用実態等の推移をみながら縮減していく。
- 図書館サービスの充実については、現在、図書館協議会から答申のあった「これからの図書館サービスのあり方について」などを踏まえ、検討する。
- 更新の際には出来るだけ複合化を図り、閲覧室の適正規模確保に努める。
- 門司図書館、国際友好記念図書館は門司港地域の複合公共施設に集約する。
- 折尾分館は折尾地区総合整備事業で解体されることからJR折尾駅周辺などへの移転を検討する。
- 企救分館、戸畑分館は廃止し、八幡東分館は廃止を検討する。

計画工程表

内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考
国際友好記念図書館	→ 廃止、観光施設に転用 ↓					
門司図書館				新設 (門司港複合公共施設)	● 集約 ↓	
中央図書館 視聴覚センター 勝山分館	存続運営 → 廃止	● 子ども図書館新設				
小倉南図書館	● 新設 ↑					
企救分館	→ 廃止					
八幡図書館	存続運営					
八幡東分館			廃止検討			
戸畑分館	→ 廃止					
折尾分館			移転検討			

施設分野	青少年施設（青少年の家、青少年キャンプ場、児童文化施設）						
実行計画における施設量	25,600㎡ （青少年の家(8)、青少年キャンプ場(6)、児童文化施設(2)）						
所管課	子ども家庭局青少年課						
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の家については、利用者や配置バランスを考え、施設の集約を図る。 もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家から集約する2施設の検討を行う。 ○ 青少年キャンプ場については、拠点施設として位置づけられた矢筈山キャンプ場と帆柱キャンプ場以外のキャンプ場はデイキャンプ場への転用を検討していく。 ○ 児童文化施設については、市内唯一のプラネタリウムを併設する児童文化科学館は、施設・設備の老朽化が進んでいることから、地元企業の協力も含め、ものづくりの街の科学館としての館のあり方を検討していく。 こども文化会館は、少子化が進んでいる現在でも、一定の利用者を確保していることから、施設のあり方について、利用者や関係団体等の意見を伺いながら検討していく。 						
	計画工程表						
	内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考
	青少年の家						→ もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家から集約する2施設の検討 → 足立青少年の家の廃止について関係部局と協議
	青少年 キャンプ場						→ 関係部局と協議し、デイキャンプ場への転用を検討
	児童文化施設						→ 児童文化科学館：ものづくりの街の科学館としての館のあり方を検討 → こども文化会館：利用者や関係団体等の意見を伺いながら、施設のあり方検討

施設分野	スポーツ施設
実行計画における施設量	91,400㎡ (97施設) 〔 体育館(18)、柔剣道場(8)、弓道場(5)、野球場(16)、 庭球場(15)、陸上競技場(4)、運動場・球技場(9)、プール(22) 〕
所管課	市民文化スポーツ局スポーツ振興課 建設局緑政課

計画

計画内容

- スポーツ施設については、以下のコンセプトを基に進める。
 - ・ハード・ソフトの連携、「選択と集中」による施設の集約・拠点化
 - ・サービス水準の低下を抑えつつ、維持管理費の縮減を図る
- ハード面では、各施設を特性ごとに分類し、老朽度、集積度、施設規模等に配慮しながら、適正規模となるように見直しを進める。
- ソフト面では、利用時間区分の見直し等による利便性の向上の取り組みを進める。
- 桃園市民プールについては室内に集約し、平成32年の供用開始に向けて建替えを行う。
- 岩ヶ鼻市民プールについては、廃止に向けた協議・検討を進める。

計画工程表

内容	H29	H30	H31	H32	H33	備考	
体育館	【門司青少年体育館】						
	廃止時期や利用の振り替え等の方針決定					→	
プール	【桃園市民プール（室内）】						
	設計・工事			→	●供用開始		
	【桃園市民プール（屋外）】						
	→	●廃止					
	廃止に向けた協議・検討		→				
		解体工事					
	【岩ヶ鼻市民プール】						
	廃止に向けた協議・検討					→	

平成30年11月6日
企画調整局
都市マネジメント政策部

公の施設の使用料等の見直しについて

1 見直し理由

本市では、市民の安全・安心の確保や将来の世代が安心して暮らせる地域社会の構築に向け、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制の確立を目的に、平成28年2月に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定した。「実行計画」では、「受益と負担のあり方の視点から、施設使用料等や減免制度を見直す」ことを基本方針の一つとしている。

基本方針に沿って昨年12月に策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、平成30年6月議会で関係条例の改正を行った。

2 改正内容 【改正対象施設：304施設】（規則改正のみの施設も含む）

（1）使用料等の引上げ 158施設（規則改正のみの施設も含む）

施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、使用料等を改定する。（現行料金の1.5倍を上限）

（2）貸出時間等の見直し 252施設

施設の効果的・効率的な運営の視点から、会議室等の貸出時間単位を1時間あたりに見直すことで、施設の効果的・効率的な運営を図る。

（使用料の引上げを伴わないもの：146施設
使用料の引上げを伴うもの：106施設）

（3）定期券・回数券などの導入や割引率の拡大 延べ114施設

「回数券の割引率拡大」や「回数券・定期券等の導入」などを行うことで、利用頻度の高い利用者の負担軽減を図る。

（回数券の新規導入：7施設
回数券の割引率をアップ：71施設
定期券の新規導入、区分の新設：36施設）

3 施行期日

平成31年4月1日

4 その他

年長者施設利用証（65歳以上に交付）による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成31年4月1日）に合わせて行う。

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要〔平成 29 年 12 月策定〕

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- (1) 対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- (2) 管理運営コスト：約139億円…支出+利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- (3) 使用料・利用料金収入：約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- (4) 減免額：約 11億円
- (5) 受益者負担率（減免除）： $17.8\% \cdots (\text{使用料} + \text{利用料金}) \div \text{管理運営コスト}$
- (6) 受益者負担率（減免含）： $25.4\% \cdots (\text{使用料} + \text{利用料金} + \text{減免額}) \div \text{管理運営コスト}$

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

(1) 使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

(2) 減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。

(3) 回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。

3 今後のスケジュール

具体的な料金改定案については、平成30年の早い段階でお示しします。

参 考 対象施設と改定率

大分類	中分類	対象施設	改定率
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター	変更なし
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム	1.5倍
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル	1.2倍
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	1.2倍
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館	1.5倍
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継承センター	1.5倍
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール	1.5倍
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	変更なし
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	1.5倍
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	変更なし
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	変更なし
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	変更なし
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	変更なし
	子育て支援 (児童館)	児童館	変更なし
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、門司港レトロ駐車場	1.4倍
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設	1.5倍
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	1.1倍
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館	変更なし
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール	変更なし
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター	1.5倍
	自転車駐車場	自転車駐車場	変更なし
	霊園等	霊園、納骨堂	変更なし
	交通安全センター	交通安全センター	変更なし

主な施設の使用料改定案

施設分類	施設名	主な使用料項目	現行使用料	値上率	改定案		備考
					使用料	【参考】回数券 (円/回)	
市民活動 拠点施設	小倉南生涯学習センター	大ホール・A 平日13時～17時	5,700	1.5	8,550		
	生涯学習総合センター	31学習室 12時～17時	350	1.5	※120		
	男女共同参画センター	ホール・A 平日13時～17時	16,700	1.5	25,050		
		小セミナールーム 平日13時～17時	4,500	1.5	※1,800		
文化施設	北九州芸術劇場	大ホール・A 平日13時～17時	45,600	1.2	54,720		
美術館・ 博物館等	美術館	市民ギャラリー(本館)9時30分～17時30分 黒崎市民ギャラリー 9時～19時	7,800	1.2	9,360		
青少年施設	少年自然の家	1人1泊(一般)	500	1.5	750		
環境・産業 学習施設	環境ミュージアム	展示室観覧料 一般	100	1.5	150		
	体育館	共用・1人1回2時間以内一般	260	1.5	390	312	回数券:1割引→2割引
スポーツ施設	庭球場	専用(体育行事使用) 平日9時～12時	5,100	1.5	※2,580		
	屋外プール	共用・1人1回2時間以内一般(砂入り人工芝)	330	1.5	490	392	回数券:1割引→2割引
		共用・1人1回2時間以内一般	240	1.5	360	288	回数券:1割引→2割引 定期券(1ヶ月)新規導入
	室内(温水)プール	共用・1人1回2時間以内一般(7・8月以外)	400	1.5	600	420	回数券:2割引→3割引 定期券(1ヶ月)導入
保健福祉施設 (スポーツ系)	障害者スポーツセンター (体育館)	共用・1人1回2時間以内一般	350	1.5	520	416	回数券:1割引→2割引
	穴生ドーム	専用(体育行事使用) 平日9時～12時	5,100	1.5	7,650		
観光施設	旧門司三井倶楽部	共用・1人1回2時間以内一般	500	1.5	750	600	回数券:1割引→2割引
産業関連施設 (産業支援系)	学術研究都市	2階入館料・個人・大人 研修室・1時間	100	1.5	150		
	有料公園等	入園料・一般	2,800	1.5	4,200		
	白野江植物公園		200	1.5	300		団体系導入

※1時間単位の料金に変更

高齢者減免見直し対象施設

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている
下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

（単位：円）

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
地域交流センター	多目的ホール（共用） 2時間以内	※260	70	回数券：62円/回
勤労青少年ホーム	集会室・料理室ほか 1時間又はその端数ごとに	300～500	90～150	
	体育室（専用） 1時間又はその端数ごとに	1,000 ～1,500	300～450	
	体育室（共用） テニスコート（共用）、3時間以内	220	60	回数券：52円/回
美術館（常設展のみ）	観覧料	300	90	
自然史・歴史博物館（常設展のみ）	観覧料	600	180	
児童文化科学館	入場料A	450	130	展示室+プラネタリウム 展示室のみ
	入場料B	150	40	
響灘ビオトープ	入園料	150	40	
体育館	共用・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
トレーニング室	共用・2時間以内	450	130	回数券：108円/回
庭球場（全天候舗装コート）	共用・2時間以内	490	140	回数券：117円/回
庭球場（クレーコート）	共用・2時間以内	300	90	回数券：72円/回
武道場・柔剣道場	共用・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
弓道場	共用・2時間以内	250	70	回数券：60円/回
陸上競技場	共用・2時間以内	150	40	回数券：36円/回
室内プール	共用・7・8月・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
	共用・その他の月・2時間以内	600	180	回数券：126円/回
屋外プール	共用・2時間以内	360	100	回数券：86円/回
旧大阪商船	観覧料	150	40	
旧門司三井倶楽部	入館料	150	40	
小倉城	入城料	※350	100	
門司麦酒煉瓦館	観覧料	※100	30	
ひびき動物ワールド	入園料	※300	90	
志井ファミリープール	入場料	※400	120	
	波のプール	※300	90	
白野江植物公園	入園料	300	90	
グリーンパーク	入園料	150	40	
熱帯生態園	入園料	450	130	

※料金改定は行わない予定

使用料等の改定内容

1 地域コミュニティ施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

		改定内容
市民センター・サブセンター	改定率	地域コミュニティ施設の受益者負担割合は11.3%であるため、現在の料金水準を維持
	貸出単位等	全諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
地域交流センター	改定率	地域コミュニティ施設の受益者負担割合は11.3%であるため、現在の料金水準を維持 多目的ホール（共用）に高齢者用回数券を新設
	貸出単位等	諸室・ホール・多目的ホール（専用）の料金は、午前・午後・夜間の3区分等から1時間単位に変更

2 市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
生涯学習施設、婦人会館 （生涯学習総合C、各生涯学習C）	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用）
	貸出単位等	小倉南生涯学習センターの大ホール、市民ギャラリー以外は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
男女共同参画センター、 勤労婦人センター	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 男女共同参画センターのフィットネスルーム、勤労婦人センターの体育室（共用）とトレーニング室に回数券を新設
	貸出単位等	男女共同参画センターのホール、フィットネスルーム（共用）、工芸室（共用）、O Aルーム（共用）、勤労婦人センターの体育室（共用）、トレーニング室以外の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
勤労青少年ホーム	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 体育室（共用）とテニスコートに回数券を新設
	貸出単位等	諸室と体育室（専用）の料金は、3時間単位から1時間単位に変更

3 文化施設（ホール・市民会館等） 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
北九州芸術劇場、響ホール、 市民会館（門司・若松・戸畑）、 黒崎文化ホール、大手町練習場、 旧百三十銀行ギャラリー、 旧古河鉱業若松ビル	改定率	文化施設（ホール・市民会館等）の受益者負担割合は21.5%であるため、1.2倍に料金を改定
	貸出単位等	ホール、展示室、楽器庫など以外の料金は、1時間単位に変更

4 美術館・博物館等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
美術館、文学館、松本清張記念館、 自然史・歴史博物館、 漫画ミュージアム、 長崎街道木屋瀬宿記念館	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、1.2倍に料金を改定 美術館の普通観覧料は2倍
	貸出単位等	松本清張記念館の会議室と長崎街道木屋瀬宿記念館の和室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
小倉城庭園	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、1.2倍に料金を改定
	貸出単位等	改定なし

5 青少年施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
青少年の家 (足立青少年の家、少年自然の家(もじ、かぐめよし、たしろ)、畑キャ ンプセンター、玄海青年の家、夜 宮青少年センター、ユースステー ション) 児童文化施設 (児童文化科学館、こども文化会館)	改定率	青少年施設の受益者負担割合は4.9%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は2.0倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
	貸出単位等	宿泊に関連する以外の諸室に関する料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

6 環境・産業学習施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
水環境館 ほたる館、香月・黒川ほたる館	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
	貸出単位等	両ほたる館の地域交流室等の料金は、午前・午後の2区分から1時間単位に変更
エコタウンセンター、 響灘ビオトープ、 環境ミュージアム	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用) 響灘ビオトープは年間定期券を新設
	貸出単位等	改定なし
産業技術保存継承センター	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
	貸出単位等	改定なし(従来より諸室等の料金は1時間単位)

7 スポーツ施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設	改定内容	
体育館 (総合体育館、新門司、門司、小倉北、三萩野、小倉南、曾根、城野、若松、八幡東、的場池、黒崎、城山、香月、折尾、浅生)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、トレーニング室は1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	体育館の専用利用及び諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
野球場 (門司、市民、三萩野、若松、桃園、高炉台、大谷、的場池、城山、本城、都島)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
庭球場 (新門司、門司、田野浦、三萩野、小倉南、文化記念、紫川、吉田、若松、桃園、城山、城山緑地、香月中央、浅生)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更
運動場 (新門司、ひびきコスモス、桃園、本城、香月中央)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
球技場 (新門司、スタジアム、若松)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	北九州スタジアムのフィールド及びスタンドの料金を、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
柔剣道場 (大里、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、香月、浅生)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
弓道場 (門司、勝山、小倉南、若松、桃園、的場池、浅生)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
陸上競技場 (本城、鞆ヶ谷)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
室内プール (新門司、若松、桃園、折尾、浅生、思永中学校)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を2割から3割(7・8月は1割から2割)に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更

改定する施設		改定内容
屋外プール (松ヶ江、和布刈、大里、文化記念、 朽網、紫川、小石、藤ノ元、桃園、 大池、折尾、沖田、木屋瀬、上津役、 岩ヶ鼻)	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、 1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更 文化記念公園管理棟会議室等の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

8 保健福祉施設（スポーツ系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
穴生ドーム 障害者スポーツセンター	改定率	保健福祉施設（スポーツ系）の受益者負担割合は31.9%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用) 回数券の割引率を1割から2割に拡大 障害者スポーツセンターの3ヶ月定期券（高校生を除く満18歳以上の者）を新設
	貸出単位等	穴生ドームの専用利用の料金に、半面利用の料金区分を新設

9 観光施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、 旧門司三井倶楽部、 門司港レトロ観光物産館	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%となっており、「基準となる受益者負担割合」を達成していない施設を1.5倍に料金改定することで、施設中分類単位で、必要な受益者負担割合を達成することを目指す 大規模リニューアルを行う「関門海峡ミュージアム」については、リニューアル後の施設の状況を踏まえ、対応を決定する
	貸出単位等	改定なし
門司麦酒煉瓦館	改定率	門司麦酒煉瓦館の受益者負担割合は50%を超え、完全利用料金制の施設であるため現在の料金水準を維持
	貸出単位等	市民ギャラリーの料金は、日中・夜間の2区分から、午前・午後・夜間の3区分に変更
旧門司税関、旧大連航路上屋	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%であるため、1.4倍に料金を改定 旧門司税関2Fギャラリー一部分の専用料金を新設
	貸出単位等	旧大連航路上屋の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

10 産業関連施設（産業支援系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
テレワークセンター、学術研究都市	改定率	産業関連施設（産業支援系）の受益者負担割合は30.2%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
	貸出単位等	改定なし（従来より諸室等の料金は1時間単位）

1 1 産業関連施設（レジャー系） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設	改定内容	
脇田漁港フィッシャリーナ、 釣り台付き遊歩道	改定率	産業関連施設（レジャー系）の受益者負担割合は67.0%であるため1.1倍に料金を改定 ただし、脇田漁港フィッシャリーナの長期係留桟橋は、市内居住者より高く設定した市外居住者の料金を新設釣り台付き遊歩道は、既存の料金を改定せず、同伴者料金区分を新設することにより必要な受益者負担額を確保
	貸出時間等	改定なし

1 2 有料公園等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
白野江植物公園、山田緑地、 平尾台自然の郷、響灘緑地、 河内自転車貸出施設、 野外音楽堂（高塔山・高炉台）	改定率	有料公園等の受益者負担割合は14.6%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 白野江植物公園は団体料金（一般料金の2割引）を新設平尾台自然の郷は入場料を新設
	貸出時間等	改定なし
総合農事センター	改定率	有料公園等の受益者負担割合は14.6%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用）
	貸出時間等	展示ホールの料金は、午前・午後の2区分から1時間単位に変更

1 3 有料公園等（レジャー系） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設	改定内容	
ひびき動物ワールド	改定率	有料公園等（レジャー系）の受益者負担割合は82.8%であるため、料金の変更はなし ただし、同一敷地内にある熱帯生態園（1.5倍の値上げ対象施設）が回数券（現行5枚綴り）を4枚綴りに変更することを受けて、当該施設の回数券の枚数について整合をとるもの
	貸出時間等	改定なし

疑問にお答えします

料金改定のお知らせ

Q1 2019(平成31)年3月までに購入した定期券・回数券は、4月以降も使えるの？

A 3月までに旧料金で購入された回数券は、4月以降もそのままご利用いただけます。定期券は、有効期限までそのままご利用いただけます。4月以降に購入される場合、新料金が適用されます。

Q2 2019(平成31)年3月までに施設の利用申し込みをして4月以降に利用する場合、料金はどのようになるの？

A 3月末までに使用許可を受けたものについては、原則改定前の料金が適用されます。
※仮予約や申込内容(利用日時や備品など)を変更する場合の適用料金については、各施設へ直接お問い合わせください。



Q3 高齢者(65歳以上)の減免はどのようになるの？

A 今まで全額減免(無料)としていた施設については、7割減免とします。併せて利用頻度の高い高齢者にとって大幅な負担増とならないよう、定期券・回数券の拡充により負担軽減を図ります。

Q4 障害のある人や子どもの減免はどのようになるの？

A 今までどおりです。



「健康マイレージ」に 新たな景品を追加!!



2019(平成31)年度から「健康マイレージ」に新たな景品を追加し、高齢者のスポーツ施設の利用を支援します。

■健康マイレージ事業 北九州市保健福祉局健康推進課 ☎582-2018

Q5 使用料の見直しについて、もっと詳しく知りたい。

A これまでの見直しの経緯や改定内容については、市のホームページにも掲載しています。改定内容や減免制度の基準や手続きについても、今後公開していく予定です。また、使用料等の見直しについて出前講演を行っています。ご希望の方は都市マネジメント政策課までお問い合わせください。

■出前講演 北九州市企画調整局都市マネジメント政策課 ☎582-2076

Q6 学校施設の使用料はどのようになるの？

A 北九州市立の小・中学校と特別支援学校の体育館、運動場と武道場については、2019(平成31)年4月から、利用者に一定のご負担(使用料)をお願いすることになります。

■学校施設の使用料 北九州市教育委員会指導第二課 ☎582-2369

■このリーフレットに関するお問い合わせ

北九州市 企画調整局 都市マネジメント政策課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1
TEL. 093-582-2076 FAX. 093-582-2176 URL. <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

2019(平成31)年4月1日から 公共施設の使用料等が 変わります

体育施設



市民センター



文化施設



生涯学習センター



皆さまのご理解、ご協力をお願いします

北九州市

なぜ、今、使用料の見直しをするの？



必要な公共施設をこれからも使い続けるためには、負担のあり方を考えなくちゃいけないんだね。

公共施設の老朽化が進み
今後建替えや改修費用が必要です



公共施設の管理運営費は
8割以上が市税などで賄われています



少子高齢化が進み、人口構成が変化しています



安心して利用できる 公共施設の運営へ

皆さまのご理解をお願いします



主な施設の料金 (平成31年4月1日から)

施設名	改定後 (1時間 または その端数ごと)	現行使用料		
		9~12時	12~17時	17~22時
市民センター 多目的ホール(150㎡以上)	270円	700円	1,100円	1,800円
生涯学習総合センター 会議室	120円	180円	350円	550円

施設名	区分	改定後		改定後(65歳以上の人)		現行使用料	
		使用料	回数券の見直し	減免適用(7割減免)	回数券(円/回)		
① 体育館	2時間以内	390円	2割引 (現 1割引)	312円	110円	93円	260円
② トレーニング室	2時間以内	450円	2割引 (現 1割引)	360円	130円	108円	300円
③ 室内プール (7・8月以外)	2時間以内	600円	3割引 (現 2割引)	420円	180円	126円	400円
④ 庭球場(砂入人工芝等)	2時間以内	490円	2割引 (現 1割引)	392円	140円	117円	330円
⑤ 自然史・歴史博物館 (いのちのたび博物館)	観覧料	600円	—	—	180円	—	500円
⑥ 響瀬緑地(グリーンパーク)	入園料	150円	—	—	40円	—	100円
⑦ 子育てふれあい交流プラザ(プレイゾーン)	入場料 (1歳~小学生)	100円 (変更なし)	—	—	—	—	100円

※①~④については施設によって金額が異なる場合があります。
⑥、⑦の金額は条例で定める上限額です。実際の料金は、指定管理者(施設管理者)が市の承認を受けて決定します。

見直しの考え方

公共施設は、設置背景や目的、提供しているサービスが施設の種類によって異なります。

今回の見直しでは、施設の種ごとに「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から分類し、施設利用者の負担割合を設定しました。

新しい使用料は、それぞれの施設を維持するために必要な「管理運営費」に、この「負担割合」を乗じて算出しています。



改定のポイント

- 施設ごとの使用料の変更**
施設ごとに使用料の見直しを行いました。見直し幅は大幅な負担の増加にならないように【1.5倍を上限】としました。
- 時間や利用単位の見直し**
利用実態に合わせて利用単位を【時間単位】としたうえで使用料を見直し、利用しやすくします。
- 定期券・回数券制度の拡充(延べ114施設)**
使用料の見直しと併せて、
① 回数券の割引率拡大
② 定期券・回数券の新規導入
など利用頻度の高い人の負担軽減を図ります。
- 高齢者の減免制度の変更**
高齢者(65歳以上の人)に対して全額減免(無料)としている施設については、【7割減免】とします。